

●平成20年度 監査テーマ 枚方市の下水道事業に係る財務事務の執行と事業管理について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

No.	項 目			監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
1	下水道事業の経営管理	収支計画の達成状況	1 経営健全化計画の進捗管理 〔報告書43ページ〕	目標値に対する現状の達成度合をタイムリーに測定し、問題の把握とその解消に向けて適時に必要な対策をとり、その達成度合いを情報開示する体制の整備を検討すべきである。	上下水道経営課	平成23年度から地方公営企業法を全部適用したことにより、損益計算書、貸借対照表を公表しました。また、平成25年度から、地方公営企業法の改正に伴う新しい会計基準を適用し、キャッシュフロー計算書などの財務諸表も公表したことにより、経営状況については、より一般企業に近い情報開示が可能となりました。
2			2 中長期経営計画の継続的な策定 〔報告書45ページ〕	下水道事業の経営の安定化のためには、将来の適正な使用料水準について改めて検討し、その数値と整合する計画を策定し遂行していくべきではないかと考える。	上下水道経営課 下水道整備室	【下水道整備室回答】 平成25年4月策定の「上下水道ビジョン・下水道事業経営計画」に示す整備事業の基本方向や経営健全化の基本方向に基づき、安定的な下水道事業の経営を目指すために、平成25年10月から下水道使用料の10%の増額改定を実施します。なお、下水道使用料の改定と同時に、市民負担の軽減を図るため、水道料金の平均約5%の減額改定を実施します。 【上下水道経営課回答】 平成25年4月に下水道事業経営計画を新たに策定し、今後はこの計画に沿った企業経営を進めます。下水道使用料については、平成25年10月から約10%の増額改定を行います。
3		一般会計からの繰出金の状況	基準外繰出金の適正化 〔報告書49ページ〕	事業の安定的な運営、市民負担の公平性という観点から、使用料単価設定のあり方を含め、基準外繰出金の算定の考え方を検討すべきである。	上下水道経営課	平成23年度から地方公営企業法を全部適用し、使用料原価の把握が可能になったことにより、適正な使用料を算出し、基準外繰出金の抑制が可能な使用料の改定を行いました。
4		雨水整備計画の策定 〔報告書49ページ〕		雨水整備が一般会計に与える影響や、近年の集中豪雨などの発生状況からすると、整備案件ごとの緊急性などに基づき優先順位をつけて、雨水整備計画を策定する必要がある。	下水道整備室	平成25年4月より実施する「上下水道ビジョン・下水道事業経営計画」の中で、具体の雨水整備方針や浸水対策における優先整備の考え方などをとりまとめ、計画に基づく整備を順次進めていきます。
5	下水道事業にかかる市債の状況	市債の償還状況および償還計画	市債の発行および償還計画の策定 〔報告書54ページ〕	汚水整備にかかる下水道事業の継続的かつ安定的な運営のためには、中長期的な資金計画は必要不可欠であり、今後の発行予定額も含めた全ての償還予定額に対して、全体でどの程度の不足が生じることとなるのかを把握する必要がある。また、当該資金不足額の解消について、中長期的な計画を立案して、実行していく必要があると考える。	下水道整備室	平成25年4月より実施する「上下水道ビジョン・下水道事業経営計画」の中で、経営健全化の基本方向をとりまとめ、企業債等の償還金など財政収支計画を策定し、汚水整備にかかる下水道事業の継続かつ安定的な運営を図ります。
6	下水道受益者負担金	受益者負担金額の算定	単位負担金の算定方法 〔報告書57ページ〕	今後、受益者に当該整備費用の一部を負担させるかどうか、負担させる場合にも制度趣旨に照らして、市民に対して相応の負担となるよう具体的かつ平易な説明が必要と考える。	お客さまセンター	受益者負担金は、下水道整備について受益と負担の公平性の観点から賦課していることから、今後も継続していくべきものと考えています。 基礎となる単位負担金については適正な算定を行うとともに、制度説明についても平易な表現に努めています。また、賦課対象地区に対する相談会も実施していることから、一定の説明責任は果たしているものと考えています。
7		滞納管理の状況	督促業務 〔報告書64ページ〕	納付書の連番管理が必要であり、また、現状では市内の対象者を中心に行っている徴収について、市内に限らず滞納金額が多額な対象者から積極的に徴収する等明確な方針の策定が必要である。	下水道整備室	手書き納付書については、納付書使用管理簿を作成し連番による管理を実施しました。また、滞納者に対しては、市内外にかかわらず、滞納金額が多額な対象者を中心に徴収していきます。

No.	項 目			監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
8	水洗化の促進	水洗化促進のための調査 〔報告書69ページ〕		下水道整備率が100％に近づくにつれて、一層水洗化の促進が強化されるような体制作りが必要であり、これまでの取組のような適時かつ定期的な現地調査は今後も継続して行うべきである。	下水道整備室	今後も効率的な執行体制を作り、継続して行っています。
9	下水道使用料	下水道使用料の算定方法	下水道使用料算定に当たっての市の方針 〔報告書73ページ〕	市は、下水道使用料について独自方針による算定方法を採用しているが、その改定時においては、下水道使用料で回収すべきコストを明確にすることで、市民に下水道特別会計の状況を理解してもらう機会となり、また、原価管理上も有用と考える。	上下水道経営課	地方公営企業法の全部適用や新会計基準の適用により、損益計算書や貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務諸表を公表し、経営状況がより明確に表せるようになりました。また、平成25年10月に予定している下水道使用料の改定では、減価償却費なども含めた原価計算を行っています。
10	下水道使用料	減免の状況	高齢者世帯以外の世帯に対する減免手続 〔報告書79ページ〕	申請後、一定期間経過した時点において個別の状況を考慮した上で、対象世帯からの申請を促すべきものとする。	お客さまセンター	減免申請は発生した債権ごとに行うものであることから、下水道使用料の基本額の減免は2か月毎に申請を要することになります。このことは、申請者及び当課双方にとって負担が大きいこと、また公共下水道の使用の有無については適時に把握できることから、申請後は継続的に減免措置をしています。 しかしながら、減免資格については変更が生じることもあるため、市長部局の各所管課へ定期的に資格の有無調査を行い、その結果に基づいて適正に減免措置の継続・取り消しを行っていることから、監査意見が求める主旨については既に満たしているものと考えます。 なお、生活保護や児童扶養手当等の状況については、担当課へ支給停止情報を月毎に照合しています。
11	下水道使用料	滞納管理の状況	1 水道局における管理 〔報告書81ページ〕	委託業者を変更する場合等については、徴収事務に影響を及ぼすような事項について想定し、徴収事務が滞ることがないよう積極的な対応が必要であるとする。	お客さまセンター	平成23・24・25年度における委託業務については総合評価一般競争入札により業者を選定しました。その際、仕様書において業務の引き継ぎについてを明記するとともに、契約終了前の引き継ぎ期間における引き継ぎ方法及び対応について具体的に提案させ、客観的な評価を行い落札者を決定しました。（結果として委託業者を変更する事態には至りませんでした。）
12			2 下水道総務課における管理 〔報告書82ページ〕	汚水排除量分について、回収できないことが明確なため不納欠損すべきもの、及び調定額自体を修正すべきものがあり、適切な対応が必要である。	下水道整備室	滞納状況に即した処理をするため、滞納状況の把握に努めています。
13				経済状況が悪化している環境下にあつて企業の倒産が増加している傾向にあり、適時・適切な督促手続が必要である。一般家庭に対する滞納案件については、個別に判断を要する側面があることから、具体的取扱いについて検討すべきである。	下水道整備室	滞納手続きについては、相手方に適時督促状を送っています。 納期間が長期化するケースについては、水道料金の支払い状況を毎月チェックし、確認しています。
14	下水道部の工事請負・委託契約等	競争入札の状況	1 最低制限価格の公表方法の検討 〔報告書93ページ〕	最低制限価格の事前公表は、入札制度の透明性確保に有効な手段であるが、今後はさらに、透明性を保持しつつ、同時に一定の競争性を保つことが可能な他の有効な方法についても積極的に検討すべきである。	総合契約検査室	事前公表については、談合防止対策等検討委員会の提言を受け、入札契約検討会議等で検討を行っており、「事前公表については、事業者が積算を行わずに応札する可能性もあるなど課題としては認識するが、職員に対する不正な働きかけを防止する効果もある。事前公表が圧倒的に多いという他市の状況も踏まえ、事前公表を継続しながら今後の状況推移を見ていく。」という結論に達しています。
15			2 変更契約の削減 〔報告書95ページ〕	当初の見積りや予見可能性の精度をできる限り高めて、契約変更の件数を極力減らす努力をより一層強化すべきである。	下水道整備室	【下水道整備室 汚水整備担当】 変更の大きな要因となっている地下埋設物の確認につきましては、地下埋設物管理者との協議回数を重ね、試掘箇所及び土質調査箇所の増加等予見の精度を高めました。 今後も引き続き必要な見直しを継続し変更件数の減少に努めていきます。 【下水道整備室 雨水整備担当】 今後実施設計に向け例年変更要因となっている地下埋設物及び土質状況の確認について、試掘の頻度、土質調査箇所の増加等を行い予見の精度を高め、変更件数の減少に努めていきます。

No.	項 目			監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
16	下水道部の 工事請負・ 委託契約 等	競争入札の状況	3 水道管移設にかかる水道 局との随意契約 〔報告書99ページ〕	水道局と下水道部の間で行われている契約内容を整理し、業務 の見直しを行い、効率化されるよう検討すべきである	下水道整備室	【下水道整備室 汚水整備担当】 水道局とは平成23年4月1日に組織統合しました。その際に事務手続き 等の見直しについて水道部と協議を行い、水道管移設についての覚書 の締結が不要となるなど、手続きの簡素化、効率化を図っております。 【下水道整備室 雨水整備担当】 水道局とは平成23年4月1日に組織統合しました。その際に事務手続き 等の見直しについて水道部と協議を行い、水道管移設についての覚書 の締結が不要となるなど、手続きの簡素化、効率化を図っております。
17	財産管理の 状況	下水道事業の財 産	1 下水道台帳の整備 〔報告書103ページ〕	下水道に関する情報を一元的にデータ管理することで図面等の 資料の散逸と老朽化の防止が図れ、登録情報の更新作業が迅速 化できる等の利点が考えられるため、システムによる台帳(下水道 情報のデータ化)への移行に早急に取り組むべきである。	下水道管理課	下水道台帳の整備として「下水道施設情報管理システム」を構築(H25・ 26年度委託予定)し、下水道施設のデータ管理及び維持管理業務の迅 速化を図っている。引き続き、情報管理の一元化に向けたデータ整理 (H24年度に権原台帳約23万枚のうち約14万枚を緊急雇用創出基金事 業委託にてスキャンングを完了)及びシステム化について水道部の「水道 施設情報管理システム」との関連も含めながら関係部署との協議を進め ていきます。
18			2 老朽排水管の管理状況 〔報告書104ページ〕	近年、下水管路の老朽化と道路交通量の増加に起因する道路 陥没が増加しており、これを防ぐため、老朽排水管の更生が着実 に行えるよう長期的視野に立った調査・修繕計画を立案すべきで ある。	下水道施設維持 課	汚水管の老朽化に伴う道路陥没等を防止するため、年次的に既設管 の調査を行っており、老朽管の更生や改良工事を行っています。
19			3 備品シールの貼付 〔報告書106ページ〕	現物の特定を容易にするため、現行の総合財務会計システムに よるシールの貼付を徹底するか、旧の管理番号の情報を登録して おくことが望ましい。	下水道施設維持 課	備品シールが貼られていないものや、剥がれていた備品について番号 の確認をして新しい備品シールを張り付けました。
20			4 薬品の受払管理 〔報告書106ページ〕	薬品の安全管理の観点から、少量であっても、継続して受払を記 録し、管理責任者が定期的に現物と帳簿の数量をチェックする体 制を整備する必要がある。	下水道施設維持 課	次亜塩素酸ソーダの受払記録簿を作成し、使用量及び入庫・出庫の確 認をして在庫管理を行っています。
21			5 物品の帳簿価額の調査方 法 〔報告書107ページ〕	今後の公営企業会計導入に向けた物品の評価作業において、 物品は調査対象件数が多いものの、財務部等の他部署と連携し ながら、現物確認、金額情報の把握等の詳細な調査を計画的に 行っていく必要がある。	上下水道経営課 下水道施設維持 課	地方公営企業法の全部適用に伴う固定資産評価作業において、再取 得価格10万円以上の機械器具類を固定資産として資産計上しました。ま た、10万円未満の主な機器器具類についても、現状を把握し適正管理 に努めております。
22	財産管理の 状況	下水道事業の財 産	6 旧北部下水処理場敷地の 有効活用 〔報告書111ページ〕	旧北部下水処理場の敷地は、最寄駅からの利便性もよく、これを 活用すれば財政負担の軽減に繋がることが考えられるので、今 後、市民サービスの向上等の視点を踏まえつつ、有効な活用方法 を十分に検討していく必要がある。	下水道施設維持 課	集中豪雨が多発している現状を踏まえると、淀川左岸流域下水道の処 理場である渚水みらいセンターへ流入する不明水対策用の貯留槽として の運用を継続することが有効な活用方法である。なお、平成30年度に敷 地内の一部を新名神高速道路の事業用地として引き渡す予定である。